

平内町移住・定住促進家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、人口の減少を抑制し、地域の活性化を図るため、民間賃貸住宅に初めて居住する世帯に対して、予算の範囲内において家賃の一部を補助するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅で次の住宅を除くもの
 - ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅
 - エ 申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅
 - オ その他町長が不適切と認める住宅
- (2) 家賃 賃貸借契約に定められた貸借料で、管理費、公益費、駐車場使用料等の直接住宅の貸借料とはならないもの及び勤務先等から支給される住居手当を除いた月額
- (3) 移住者 当町の住民基本台帳に登録された日以前5年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後3年以内である者（企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録された者を除く。）をいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 町内に2年以上継続して定住すること。
- (2) 令和2年4月1日から新たに当該民間賃貸住宅に居住地を定めたものであること（令和2年1月1日から令和2年3月31日までに新たに当該民間賃貸住宅に居住地を定めた者も特例として認めるものとする。）。
- (3) 申請者及び同居者全員が居住地に住所を有する者であること。
- (4) 公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 納税義務のある申請者及び同居者に市町村税・その他の納付金等の滞納がないこと。
- (6) 当該民間賃貸住宅を自己の居住目的に使用する者であること。
- (7) 申請者及び同居者全員が町内に所有する住宅がないこと。
- (8) 町内会に加入すること。
- (9) 申請者又は同居者が平内町職員として住居手当を受けていないこと。
- (10) この要綱による補助を申請者及び同居者全員が受けたことがないこと。
- (11) その他町長が必要と認めること。

(補助金の額及び対象期間等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において1世帯当たり20,000円を超えた部分の家賃を補助するものとし、限度額は20,000円（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 交付対象者が移住者である場合、前項の規定にかかわらず補助金の限度額は30,000円とする。
- 3 補助金は、賃借料及び住宅手当等に変更があった月分以降より、補助金の額を変更する。

- 4 補助金の交付対象期間は、交付申請した日の属する月の翌月から起算して12月間とする。
- 5 前条に規定する補助対象者の対象期間の要件を満たさなくなったとき、又は補助対象者の要件を満たさなくなったときは、発生した日の属する月以降、補助金は交付しないものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、平内町移住・定住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸契約書の写し
- (2) 住居手当支給証明書(様式第2号)
- (3) 申請者及び同居者全員の住民票(移住者の場合は戸籍の附票)
- (4) 定住誓約書(様式第3号)
- (5) 町内会加入証明書(様式第4号)
- (6) 同意書(様式第5号)
- (7) 納税義務のある申請者及び同居者の過去3年度分の市町村税等の滞納がないことの証明書
- (8) その他町長が必要と認めるもの

- 2 前項の交付申請は、第3条に規定する交付要件を満たしたときから原則3か月以内に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は前条による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、平内町移住・定住促進家賃補助金交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付決定を受けた者は、前条の交付申請書に記載した内容に変更が生じたときは、平内町移住・定住促進家賃補助金交付申請変更届出書(様式第7号)により速やかに町長に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、平内町移住・定住促進家賃補助金請求書(様式第8号)により、町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の補助金の交付決定を受けた者からの請求後に補助金を交付する。

(現況の調査)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、該当した日に属する月以降、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があると認めた場合。
- (2) 公的制度による家賃補助を受けたとき。
- (3) 転勤等やむを得ない事情により対象賃貸住宅から転居したとき。ただし、この要綱で定める補助対象の民間賃貸住宅に転居した場合を除く。
- (4) 家賃が20,000円以下となったとき。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、平内町移住・定住促進家賃補助金取消通知書(様式第9号)により補助金の交付決定を受けた者に対し通知するものとする。

3 第1項の規程により、交付決定を取り消しされた者は、再度補助金対象者になれないものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、平内町定住促進家賃補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者が、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第22号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第9号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前に交付決定があった補助金については、なお従前の例による。